

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越セントラルスクエア

所在地 上越市藤野新田1176－1 外

設置者 青山商事株式会社 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）上新電機株式会社 代表取締役社長 中嶋 克彦 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役社長 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）カジュアルランドあおやま株式会社 代表取締役社長 藤原 弘太郎 広島県福山市王子町1丁目3番5号 他1者

（変更後）株式会社青五 代表取締役 宮前 俊光 広島県福山市王子町2丁目14番38号 他2者

3 変更年月日

(1) 令和元年6月25日

(2) 平成30年10月5日 他

4 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更並びに小売業を行う者の追加及び変更が生じたため。

5 届出年月日

令和7年7月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和7年8月8日から令和7年12月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025－280－5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp